

性能向上の要件を満たす工事の補助対象について

◎省エネ化に資する工事

1 屋根、外壁の塗装工事

屋根又は外壁を遮熱・断熱性能のある塗料により、塗り替える工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 遮熱・断熱性能のある塗料により、屋根又は外壁を塗り替える工事。</p> <p>※補助率</p> <p style="padding-left: 20px;">20% 屋根、外壁の塗装工事、足場</p> <p style="padding-left: 20px;">10% 破風、軒、雨樋</p> <p>※基本的に建物全ての面の塗装が必要ですが、1階又は2階のみ等、各階毎の申請は可能です。 ただし、その場合は<u>次年度以降同工種の申請は出来ません</u>。</p> <p>※直下階に居室があるベランダの場合は屋根同様の遮熱材による施工が必要となり、床面写真の添付が必要です。</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真 ・屋根：全体が分かるもの。（写真が取れない場合は足場設置後に必ず撮影する。完了時に提出がなければ補助金が交付されません） ・外壁：全ての面（狭い場合も写る範囲で） <p>○図面・カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階毎の申請の場合、各階の床面積が分かる図面等 ・遮熱・断熱性能が確認できるカタログ <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色合いが変わらない等、着工前と完了が写真で分かりづらい場合は作業中の写真 <p>○完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての塗装面の完成写真（足場撤去後の全景写真含む） ・工事完了後に遮熱・断熱性能のある開封後の塗料が判る写真。（空き缶等を施工した住宅と一緒に写したもの） <p>※空き缶写真は商品名がはっきりと撮影されたもの。</p>

※屋根又は外壁のどちらかを遮熱・断熱性能のある塗料にて塗り替え工事を行った場合は足場も同率（20%）補助の対象とします（どちらも普通塗料の場合は足場も10%）。

2 屋根の葺替え工事

遮熱・断熱性能のある屋根材に葺替える工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 遮熱・断熱性能のある屋根材により、屋根を葺替える工事。</p> <p>※陸屋根等の防水シート張替えについても遮熱・断熱性能がある場合は対象となります。</p> <p>※補助率</p> <p style="padding-left: 20px;">20% 屋根、足場</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真 ・屋根全体が分かるもの。（写真が取れない場合は足場設置後に必ず撮影する。完了時に提出がなければ補助金が交付されません）

※基本的に建物全ての面の葺替が必要ですが、1階又は2階のみ等、各階毎の申請は可能です。
ただし、その場合は次年度以降同工種の申請は出来ません。

- 図面・カタログ等
 - ・階毎の申請の場合、各階の床面積が分かる図面等
 - ・遮熱・断熱性能が確認できるカタログ
- 《完了時》
- 施工中写真
 - ・既設瓦撤去、下地 等
 - ・断熱性能のある屋根材であることを確認できる材料搬入写真（出荷証明書が有れば不要）
- 完成写真
 - ・全ての葺替えの完成写真（足場撤去後の全景写真含む）
- ※出荷証明書等

3 断熱改修等工事

屋根、天井、外壁、床、開口部及び基礎の断熱改修を行う工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 住宅の断熱改修を行うこと。</p> <p>※屋根、天井、外壁、床及び基礎に断熱材の新設施工が必要。</p> <p>※断熱改修に伴う天井、壁、床板等の張替等についても施工部に係るものは20%。</p> <p>※補助率 20%。</p> <p>※部屋毎の申請は可能です。ただし、その場合は<u>次年度以降同工種の申請は出来ません。</u></p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真 ・全ての施工箇所写真 <p>○図面・カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工箇所が分かる図面 ・使用する断熱材のカタログ <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設仕上材（屋根、天井、壁、床等）撤去後の写真。（既設の断熱材が無いことを確認） ・断熱材の施工状況写真 <p>○完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての施工箇所の完成写真
<p>【対象】</p> <p>○ 断熱性能のある窓の取替工事等。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペアガラス仕様のサッシへの取替 ・二重サッシへの取替 ・内サッシの設置 <p>○ 断熱性能のある玄関ドア（引戸）への取替</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真 ・全ての施工箇所写真（ペアガラス等、既に断熱性のある仕様でないか分かるもの。）

<p>※補助率 20%</p> <p>※合わせガラス、網入りガラス、強化ガラスへの取替は10%（住みよ家リフォーム補助）</p> <p>※部屋毎の申請は可能です。ただし、その場合は<u>次年度以降同工種の申請は出来ません。</u></p>	<p>○図面・カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工箇所が分かる図面 ・ 使用するガラスやサッシ等のカタログ <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取替や設置状況写真 <p>○完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての施工箇所の完成写真 ・ ペアガラス等が判るアップ写真
---	---

4 浴槽の取替工事

高断熱浴槽への取替工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 既設の浴槽を熱効率の高い高断熱浴槽に取り替える工事。</p> <p>【付帯工事】</p> <p>○ 一体工事として行う給排水設備の移設等の工事。</p> <p>※補助率 20% 浴槽、給排水設備、壁、床、電気工事 (ユニットバスの場合は一式全て対象)</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全景写真 ・ 既設浴槽の写真 ・ 必要に応じ、浴室全体（天井・壁・床）写真 <p>○図面・カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 断熱性能が分かるカタログやプランシート <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隠ぺい部写真 <p>○完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浴槽写真 ・ 必要に応じ、浴室全体（天井・壁・床）写真 <p>※シリアルナンバー（ステッカー）の写真、又は納品書</p> <p>※性能証明書</p>

5 便器の取替工事

節水型便器への取替工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 洗浄水量が6.5L以下の便器へ取替える工事。</p> <p>【該当しない工事】</p> <p>× 既設便器の洗浄水量が6.5L以下で、取替えを行う場合</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全景写真

※補助率

20% 便器、給排水設備、電気工事

10% 壁、天井、床、手洗器、紙巻器、換気扇

※和式から洋式への改修の場合は床も20%とする。

・既設便器写真（既設便器が節水型でないことを確認しその旨を記載すること。ただし、カタログ等で確認できる場合を除く。）

・必要に応じ便所全体（天井・壁・床）写真

○図面・カタログ等

・節水型であることが分かるカタログやプランシート

《完了時》

○施工中写真

・隠ぺい部写真

○完成写真

・便器写真

・必要に応じ便所全体（天井・壁・床）写真

・品番確認が出来るステッカーの写真

※納品書の写し

◎バリアフリー化に資する工事

1 浴室を改修する工事（浴室を改修する工事であって、次のいずれかに該当するもの）

入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 次の（１）及び（２）に該当すること。</p> <p>（１）工事後の床面積が1.8㎡以上</p> <p>（２）短辺の内法寸法が1.2m以上</p> <p>○ 浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動も対象とする。</p> <p>【付帯工事】</p> <p>○ 壁、柱、ドア、天井、床材等の撤去、取り替え。</p> <p>○ 一体工事として行う給排水設備の移設等の工事。</p> <p>※補助率</p> <p>20% 壁、天井、床、給排水設備、電気工事</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真 ・浴室全体（天井・壁・床）写真 ・既存浴室の内法寸法が判る写真（スケール等をあてたもの） <p>○図面・カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事前後の床面積が分かる計画平面図等 <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隠ぺい部写真 <p>○完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室全体（天井・壁・床）写真 ・浴室の内法寸法が判る写真（スケール等をあてたもの）
浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 浴槽（据え置き式、埋め込み式）のまたぎ高さを既設より低く、かつ、45cm以下（洗い場からの高さ）の浴槽に取り替える工事。</p> <p>【付帯工事】</p> <p>○工事に伴って行う給排水設備の移設等の工事。</p> <p>※補助率</p> <p>20% 浴槽、給排水設備、壁、床、電気工事</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真 ・既設浴槽、またぎ高さが確認できる写真（定規をあて、スケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。） ・必要に応じ、浴室全体（天井・壁・床）写真 <p>○図面・カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工後のまたぎ高さが判る図面やカタログ <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隠ぺい部写真 <p>○完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽、またぎ高さが確認できる写真（定規をあて ・必要に応じ、浴室全体（天井・壁・床）写真 <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・またぎ高さの確認は、原則カタログや図面で表示された数値により行うものとする。ただし、メーカーより、またぎ高さの詳細を示す資料の提出がある場合は、その数値を採用することができる。

固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事

<p>【対象】</p> <p>○固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事。</p> <p>【付帯工事】</p> <p>○工事に伴って行う蛇口の移設等の工事。</p> <p>【該当しない工事】</p> <p>× 設置に際し工事を伴わない福祉用具（バスリフト等）や、すのこ等の設備の設置。</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真 ・浴槽及び設備設置個所の写真 ・必要に応じ、浴室全体（天井・壁・床）写真 <p>○図面・カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定式の移乗台、踏み台等のカタログ <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置状況（固定）の写真。 ・隠ぺい部写真 <p>○完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽及び設備設置完了写真 ・必要に応じ、浴室全体（天井・壁・床）写真
--	--

バリアフリーに配慮したユニットバスに取り替える工事

<p>【対象】</p> <p>○以下の4項目全て満足するユニットバスに取り替える工事。</p> <p>(1) 設置する浴槽のまたぎ高さが45cm以下であること</p> <p>(2) 1箇所以上手すりを設置すること（浴槽内の手すりも含む）</p> <p>※シャワーのガイドレールは含まない</p> <p>(3) 出入口の段差を小さくすること</p> <p>(4) 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具（レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワー等）を設置すること</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真 ・既設浴槽の写真 ・出入口の段差が確認できる写真（定規をあて、スケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。） ・浴室全体写真（天井・壁・床） <p>○図面・カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左列の対象4項目が確認できる図面やカタログ、プランシート等 <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隠ぺい部写真 <p>○完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽またぎ高さ及び、出入口の段差が確認できる写真（定規をあて、スケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。） ・手摺及び、水栓器具設置完了写真 ・浴室全体写真（天井・壁・床） <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・またぎ高さの確認は、原則カタログや図面で表示された数値により行うものとする。ただし、メーカーより、またぎ高さの詳細を示す資料の提出がある場合は、その数値を採用することができる。
--	---

2 便所を改修する工事（便所を改修する工事であって、次のいずれかに該当するもの）

排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 次の（１）又は（２）に該当すること。</p> <p>（１）工事後の長辺の内法寸法が1.3m以上</p> <p>（２）便器の前方若しくは側方における便器と壁の距離が50cm以上</p> <p>○ 便所の床面積を増加させるための便所の位置の移動も対象とする。</p> <p>【付帯工事】</p> <p>○ 壁、柱、ドア、床材等の撤去、取り替えや、一体工事としてそれに伴って行う給排水設備の移設等の工事。</p> <p>※補助率</p> <p>20% 壁、天井、床、給排水設備、電気工事</p> <p>10% 手洗器、紙巻器、換気扇</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真 ・便所全体写真（天井・壁・床） ・既存便所の内法寸法が判る写真（スケール等をあてたもの） <p>○図面・カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事前後の床面積が分かる計画平面図等 <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隠ぺい部写真 <p>○完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便所全体写真（天井・壁・床） ・便所の内法寸法が判る写真（スケール等をあてたもの）
便器を座便式のものに取り替える工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む）に取り替える工事。</p> <p>【付帯工事】</p> <p>○ 一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事。</p> <p>【該当しない工事】</p> <p>× 取り外し可能な腰掛便座への取り替え。</p> <p>※補助率</p> <p>20% 便器、床、給排水設備、電気工事</p> <p>10% 壁、天井、手洗器、紙巻器、換気扇</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真 ・既設便器写真 ・必要に応じ便所全体（天井・壁・床）写真 <p>○図面・カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り替え予定の便器カタログ等 <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隠ぺい部写真 <p>○完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り替え後の便器写真 ・必要に応じ便所全体（天井・壁・床）写真
座便式の便器の座高を高くする工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 便器の取り替え等により便器の座高を高くする工事。</p> <p>【該当しない工事】</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真

<p>× 取り外し可能な腰掛便座（洋式便器の上に設置して高さを補うもの）の設置。</p> <p>※補助率</p> <p>20% 便器、給排水設備、電気工事</p> <p>10% 壁、床、天井、手洗器、紙巻器、換気扇</p>	<p>・ 既設便器の座高が確認できる写真（定規をあて、スケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。）</p> <p>・ 必要に応じ便所全体（天井・壁・床）写真</p> <p>○ 図面・カタログ等</p> <p>・ 便器の座高が高くなることが確認できる図面やカタログ等。</p> <p>《完了時》</p> <p>○ 施工中写真</p> <p>・ 隠ぺい部写真</p> <p>○ 完成写真</p> <p>・ 便器の座高が高くなったことが確認できる写真（定規をあて、スケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。）</p> <p>・ 必要に応じ便所全体（天井・壁・床）写真</p>
---	--

※手洗器付便器は、補助率20%、便器と分離した手洗器は、補助率10%

3 1又は2と同時に施工する便所、浴室又は脱衣室を改修する工事

次のいずれかに該当し、1又は2と同時に施工する場合のみ対象とする。

<p>高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事</p>	
<p>【対象】</p> <p>○ レバー式蛇口（シャワー付き）やワンプッシュ式シャワー等への取り替えの工事。</p> <p>○ 蛇口（シャワー付）を移設又は増設する工事</p> <p>※補助率</p> <p>20% 水栓器具、給排水設備</p> <p>10% 壁、床、天井、電気工事</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○ 着工前写真</p> <p>・ 既設水栓器具写真</p> <p>・ 移設又は増設する場合は設置箇所の写真</p> <p>○ 図面・カタログ等</p> <p>・ 取り替え予定の水栓器具のカタログ等</p> <p>《完了時》</p> <p>○ 完成写真</p> <p>・ 取り替え後の水栓器具写真</p>
<p>水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事</p>	
<p>【対象】</p> <p>○ 浴室や洗面台の水栓器具（洗面台、シンク等の蛇口）で、レバー式やワンプッシュ式など開閉を容易にするものに取り替える工事。</p> <p>※補助率</p> <p>20% 水栓器具</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○ 着工前写真</p> <p>・ 既設水栓器具写真</p> <p>○ 図面・カタログ等</p> <p>・ 取り替え予定の水栓器具のカタログ等</p> <p>《完了時》</p> <p>○ 完成写真</p> <p>・ 取り替え後の水栓器具写真</p>

4 手摺を設置する工事

便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手摺を取り付ける工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とした手すりを取付ける工事。</p> <p>【付帯工事】</p> <p>○ 一体工事として壁の補強、電気スイッチ、コンセントの移設等の工事。</p> <p>【該当しない工事】</p> <p>× ネジ等を使用しない手摺の取付け（両面テープ等で取付けたもの）。</p> <p>× 建物外への手摺設置は、外構工事</p> <p>※補助率</p> <p>20% 壁、電気工事</p> <p>◎施工範囲</p> <p>便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手摺設置</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全景写真 ・ 手摺設置予定箇所の写真 (壁の補強、電気スイッチ、コンセントの移設等を伴う場合はその箇所の写真を含む) <p>○図面・カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取付けの施工法が分かる図面やカタログ等 <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁の補強、電気スイッチ、コンセントの移設等を伴う場合は施工中（隠ぺい部）の写真。 <p>○完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手摺設置完了写真 ・ 壁の補強、電気スイッチ、コンセントの移設等を伴う場合は各々の完了写真。

5 床を改修する工事（次のいずれかに該当するもの）

便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 既存の段差より小さくなり、かつ、段差が5mm以下になる工事。</p> <p>【付帯工事】</p> <p>○ 一体工事として床の材料の取り替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事。</p> <p>【該当しない工事】</p> <p>× 工事を伴わない段差解消のためのスロープの設置。</p> <p>× 建物外の段差解消は、外構工事。</p> <p>※補助率</p> <p>20% 床</p> <p>10% 壁、天井、電気工事</p> <p>◎施工範囲</p> <p>便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差解消</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全景写真 ・ 施工箇所全体の写真（居室や経路の床等） ・ 既設の段差が判る写真（定規をあてスケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。） <p>○図面・カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工箇所が分かる図面等 <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下地や根太の補強等隠ぺい部写真 <p>○完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工箇所全体の写真（居室や経路の床等） ・ 既設の段差が判る写真（定規をあてスケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。）

便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

<p>【対象】 ○滑りにくい床材への取り替え工事。 ※滑り抵抗係数：C.S.R=0.4以上</p> <p>【付帯工事】 ○ 一体工事として床の材料の取り替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事。</p> <p>【該当しない工事】 × 滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付け等による表面処理のみを行うもの。</p> <p>※補助率 20% 床 10% 壁、天井、電気工事</p> <p>◎施工範囲 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床材の取り替え</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】 ○着工前写真 ・建物全景写真 ・施工箇所全体の写真（居室や経路の床等）</p> <p>○図面・カタログ等 ・ 滑り抵抗係数：C.S.R=0.4以上であることが確認できるカタログ ・ 施工箇所及び施工面積が分かる図面等 《完了時》</p> <p>○施工中写真 ・ 下地や根太の補強等隠ぺい部写真</p> <p>○完成写真 ・ 施工箇所全体の写真（居室や経路の床等）</p> <p>※納品書の写し</p>
---	---

6 通路、出入口を拡張する工事

<p>介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事。</p>	
<p>【対象】 ○介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事。 ○既存の幅を拡張し、かつ、有効幅が75cm以上とする。</p> <p>【付帯工事】 ○ 一体工事として壁、床、天井の改修工事。</p> <p>【該当しない工事】 × 拡張工事を伴わない建具のみの取替工事。</p> <p>※補助率 20% 壁、床、天井、電気工事</p> <p>◎施工範囲 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】 《申請時》</p> <p>○着工前写真 ・建物全景写真 ・施工箇所全体（天井・壁・床）写真 ・既存通路又は出入口の幅が判る写真（スケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。）</p> <p>○図面・カタログ等 ・幅の拡張が判断できる計画平面図等 《完了時》</p> <p>○施工中写真 ・隠ぺい部写真</p> <p>○完成写真 ・施工箇所全体（天井・壁・床）写真 ・完了後の通路又は出入口の幅が判る写真（スケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの。）</p>

7 出入口を改良する工事

出入口の戸を改修する工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 出入口の開閉が容易になるための工事。</p> <p>(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事。</p> <p>(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事</p> <p>(3) 戸に戸車その他の開閉が容易にする器具を設置する工事。</p> <p>【付帯工事】</p> <p>○ 一体工事として壁、床、天井の改修工事</p> <p>【該当しない工事】</p> <p>× 通常の戸車交換。(住みよ家の対象)</p> <p>※補助率</p> <p>20% 壁、床、天井、電気工事</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真 ・既設建具写真 ・施工箇所全体(天井・壁・床)写真 <p>○図面・カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建具、レバーハンドル、器具等の開閉が容易になることが分かるカタログや図面 <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、壁、床、天井等解体後の写真 ・隠ぺい部写真 <p>○完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建具及び、器具等の完了写真 ・施工箇所全体(天井・壁・床)写真

8 階段を設置・改良する工事及び、昇降リフトの設置工事

階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事及び、昇降リフトの設置工事	
<p>【対象】</p> <p>○ 既設の階段を撤去し新たに勾配が緩やかになる階段の設置工事。</p> <p>○改良する事で、既存の階段より勾配が緩やかになる改修工事。</p> <p>○高齢者等の昇降を容易にするため、新たに昇降リフトを設置する工事。(既存設備の取替えや修繕は含まない。)</p> <p>【付帯工事】</p> <p>○ 一体工事として壁、床、天井の改修工事</p> <p>※補助率</p> <p>20% 壁、床、天井、電気工事</p>	<p>【写真／図面・カタログ等の要件】</p> <p>《申請時》</p> <p>○着工前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全景写真 ・既設階段全体写真 ・既設階段の勾配が分かる写真(定規をあてスケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの)(勾配緩和の場合) ・施工箇所全体(天井・壁・床)写真 <p>○図面、カタログ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配が緩和されることが確認できる工事前後の計画図面(勾配緩和の場合) ・階段カタログ(階段材がセット品の場合) ・昇降リフトカタログ <p>《完了時》</p> <p>○施工中写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隠ぺい部写真 <p>○完成写真</p>

・勾配が緩和されたことが確認できる完了後の写真
(定規をあてスケール等のメモリがはっきりと撮影されたもの) (勾配緩和の場合)

・階段全体写真

・必要に応じ、天井・壁・床写真

・着工前、施工中、完成写真を添付すること。

・昇降リフト写真